

## **第19回 SAC (Standards Advisory Council) 会議報告**

国際会計基準審議会（IASB）の第19回基準諮問会議（SAC）が、2007年6月25日と26日の両日にわたり、ロンドンで開催された。日本からは、SACメンバーである辻山栄子早稲田大学商学部教授、オブザーバーとして金融庁より丸山純一審議官が出席し、金融庁より原寛之課長補佐、企業会計基準委員会（ASBJ）より堀本敏博専門研究員が同席した（SACメンバーである八木良樹株式会社日立製作所取締役・監査委員長は欠席）。以下、会議の概要を報告する。

### **I. 評議会の動向**

SAC会議の開催に当たり、国際会計基準委員会財団（IASC財団）ディレクターから最近の評議会の動向について、以下の説明があった。

- 評議会は、IASB、SACを含むIASC財団全体の組織、運営に関して、今後10年後のビジョンの策定に現在取り組んでいる。
- 7月にマドリッドで評議会を開催するが、そこではIASBからプロジェクトの最近の状況を評議員に説明するとともに、本年4月の評議会までに議論されてきたIASBの監視機能に関する論点についての議論が予定されている。
- 4月の評議会で合意され、現在取り組んでいるフィードバック文書は、おそらく7月のボード会議で承認されるだろうが、今後の基準設定に影響を与えることになるであろう。
- IASC財団の2008年度予算については、基準設定活動として16百万ポンドの予算を達成できるように、国ごとの目標額の設定に取り組んでいる。
- 8月28日と29日にシンガポールで今年2回目のIASC財団主催の国際財務報告基準（IFRS）カンファレンスを開催予定である。
- 2008年7月以降にIASC財団の定款を見直すに当たり、今年の9月以降にその事前準備として小委員会の開催を予定している。

### **II. 概念フレームワーク**

カナダ会計基準委員会（AcSB）のIan Hague氏が、最初に概念フレームワーク・プロジェクトにおける8つのフェーズのうち、現在活動中である4つのフェーズの進捗状況について説明を行った。次に、フェーズA「目的及び質的特性」のディスカッション・ペーパーのコメント分析を2007年2月にIASBとFASB（以下、「両審議会」という）に提示した際の論点のうち、特に財務報告の目的及び経営者の受託責任（stewardship）について、事前にSACメンバーに提示した質問に基づき、SACメンバーを3つのグループに分け議論を行った上で、各グループの代表者が各グループでの議論の内容について発表を行った。説明事項、議論の内容は以下のとおり。

#### **（1）概念フレームワークのプロジェクトの概要**

プロジェクトは、2005年1月から8つのフェーズに分けて行われているが、その完了までには5年以上の年月が必要と見込まれている。そのため、フェーズ毎にディスカッション・ペーパー及び公開草案を公表することとしている。

#### **【AcSBのIan Hague氏からの説明】**

（財）財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

## 報告事項（2）

- 本件プロジェクトは、両審議会の現行の概念フレームワークを改善し、かつ共通のフレームワークを開発するための両審議会の共同プロジェクトである。当該フレームワークは、将来の会計基準開発に向けて確固たる基礎を提供し、両審議会の以下の目標遂行に不可欠なものとなる。
  - ・原則ベースで内的に整合し、国際的にコンバージェンスする基準を開発する。
  - ・投資家及び債権者等が合理的な投資、与信、及び類似の決定を行うのに必要とする、意思決定に有用な情報を提供する財務報告を導く基準を開発する。
- 各フェーズの現在の進捗状況、及び今後の予定は以下の通りである。

フェーズ	トピック	現在の状況	文書/デュー・プロセス
A	目的及び質的特性	ボードは DP/PV に対して、回答者によって提起された論点を再検討している。	DP/PV を 2006 年 7 月公表 ED2007 年 Q4 公表予定
B	構成要素及び認識	ボードでの審議	DP2008 年 Q4 公表予定
C	測定	ボードでの審議	円卓会議 2007 年 Q1 DP2009 年 Q1 公表予定
D	報告企業	ボードでの最初の審議終了	DP/PV 2007 年 Q3 公表予定
E	表示及び開示、財務報告の境界を含む	—	未定
F	フレームワークの目的及び GAAP ヒエラルキーでの地位	—	未定
G	非営利部門への適用	—	未定
H	フレームワーク全体	—	未定

(注) DP—ディスカッション・ペーパー、PV—予備的見解、ED—公開草案

- フェーズ A「目的及び質的特性」は、財務報告の目的及び財務報告情報の質的特性の検討を含む。後者は、目的適合性、表現の忠実性、比較可能性（首尾一貫性を含む）、理解可能性、及びそれらが重要性と費用対効果の一般的制約条件といかに関係するかを含む。
- 2006 年 7 月に、両審議会は予備的見解に対するパブリック・コメントを求めるとともに、ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークについて：財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」をそれぞれ公表した。2007 年 2 月、両審議会は受領したコメントに対するスタッフの要約と、提起された論点の再検討の計画を議論した。4 月に開始したこれらの再検討は、現在も継続中である。両審議会は、7 月に再検討を終了し、第 4 四半期に公開草案を公表する予定である。
- フェーズ B「構成要素及び認識」では、いくつかのマイルストーンから成り立つ。主なものとしては、資産、負債及び財務諸表のその他構成要素の定義、負債と資本の区分に関連した論点、会計単位の決定、財務諸表項目の認識及び認識の中止など

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

である。資産の定義については、前回2月のSAC会議で議論を行ったが、実質的には審議を終了した。両審議会は、負債の定義、及び負債と資本の区分についての審議を開始している。

- 両審議会は、7月以降（a）会計単位と（b）認識及び認識の中止、の審議を開始する予定である。
- フェーズC「測定」は、財務報告の枠内で測定の対象に関する両審議会の現行のフレームワークにおける重大な隔たりを、3つのマイルストーンに分けて解消する予定である。両審議会は、2007年1月と2月にマイルストーンIとして香港、ロンドン、ノーウォークで円卓会議を開催したが、両審議会は、円卓会議のコメントの要約を議論し、4月に円卓会議における論点の審議を終了した。
- マイルストーンIIは、概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズAの質的特性を含む様々な規準を用いた測定属性候補の分析を含む。両審議会は、マイルストーンIIの論点を7月から2007年の残りの期間に審議する予定である。スタッフは、マイルストーンIIIの論点を2008年に取り組む予定で、2009年の初めにディスカッション・ペーパーの公表を目標としている。
- フェーズD「報告企業」は、現行のフレームワークにおける報告企業の対象に関する隔たりを解消する予定である。
- 両審議会は、報告企業の論点に関する最初の審議を最近終了し、スタッフにディスカッション・ペーパーを草稿するよう指示した。両審議会は、実質的にすべての論点に対して、同じ予備的見解に達し、報告企業は財務報告の外部利用者に対する経済的持分の制限された分野として広く説明できることを暫定的に決定した。

### 【SACメンバーからのコメント】

- 米国のサブプライム・モーゲージが現在問題となっているが、これまで担保物件の評価が過大であったことが明らかとなっている。財務報告において保守主義的な考え方を概念フレームワークで再検討してはどうか。（独会計基準設定主体）  
→ 保守主義とは、制度設計として全体的に価値を低めに評価することであり、客観性に乏しい。財務報告においては、経済事象の取引はむしろ中立的に評価することが望ましい。（IASB審議会メンバー）
- フェーズAのディスカッション・ペーパーの質的特性の1つである「信頼性」（reliability）に代えて「忠実な表現」（faithful representation）を用いることになったが、本当に「忠実な表現」の方が財務諸表の利用者及び作成者にとって理解しやすいのか疑問である。IASBが何故このような変更を行ったのか説明してほしい。（独会計士）  
→ コメント回答者が考えている「信頼性」の意味にばらつきがあり、多様な回答者が多様に「信頼性」の意味を理解していた。このことが「信頼性」という用語を「忠実な表現」に変更することの妥当性を示していると判断された。
- フェーズBに関して、前回のSAC会議の折に多くのSACメンバーから、資産の定義と自己創設のれんとの関係が明確ではないこと、またそれを明確にするためにも、資産の定義はその認識と測定の議論と一体となって議論される必要があることが指摘された。この点に関するIASBのその後の議論を聞きたい。フェーズCに関して、測定に関する円卓会議が3回開かれたこと、またその要約が的確に

（財）財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

纏められていることについて、敬意を表する。今後の IASB の議論において、是非とも円卓会議における議論が尊重され、最終公表物に適切に反映されることを期待する。（辻山 SAC 委員）

→ IASB 審議会メンバーから、当該事項についてはまだ議論が行われていない旨回答があった。

## （2）経営者の受託責任（Stewardship）

2006 年 7 月に公表したフェーズ A「目的及び質的特性」に関するディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークについて：財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」に関して、2007 年 4 月に提起された論点の再検討を開始したが、今回はこのうちパブリック・コメントで議論の多かった経営者の受託責任について取り扱う。

### 【IASB スタッフからの説明】

財務報告の目的（2006 年 7 月公表ディスカッション・ペーパー OB2 項）

一般目的外部向け財務報告の目的は、現在及び潜在的な投資家、債権者及びその他の者が、投資、与信、及び類似の資源の配分に関する意思決定を行う場合に有用となる情報を提供することである。

財務報告の目的及び経営者の受託責任の評価（同 OB28 項）

経営者がどのようにうまくその受託責任を遂行しているかを評価したいとする財務報告書の利用者は、全般的に、それだけに限るものではないが、企業の証券を購入、売却、又は保持すべきかどうか、又は企業に資金を貸すべきかどうかなど、資源の配分に関する意思決定に利害関係を有する。経営者を交代させるのか、再任すべきか、経営者の報酬はどうすべきなのか、経営者の方針及びその他の事項にどのような投票を行うかなどは、本フレームワークで使用される場合には、広義での資源配分に関する意思決定を行う場合に潜在的に検討しなければならない事項となる。したがって、OB2 に述べられている財務報告の目的には、経営者の受託責任を評価する上で有用となる情報の提供も含まれる。さらに、（企業の資源、それら資源に対する請求権、及び資源及び請求権の変動に関する）情報は、経営者がどのようにうまくその受託責任を遂行しているかを判断する上で有用となる。なぜなら、経営者は企業の資源、それに関連する権利及び資源と権利の変動に関して責任を負っているからである。

- ディスカッション・ペーパーに対するコメント・レターのうち約 30 通が、財務報告の目的として経営者の受託責任を評価するために有用な情報について特に議論を行っていたため、さらに有用な回答を引き出すため、これら回答者に下記論点につき質問を実施した。
  - ・ ディスカッション・ペーパーで示されている意思決定有用目的は完全か、または本目的に含まれていないが含むべき財務報告の利用があるか。
  - ・ ディスカッション・ペーパーで提案されている目的が経営者の受託責任の評価のために有用な情報の提供を明確に含むように拡張させると、どのように財務報告は異なるか。
  - ・ 資本提供者に対する責任から解放される経営者の業績は、企業の全体的な業績から区別されることが可能か。財務報告が、当該区別で果たす役割はもしあれば何

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

か。

- ・ 提案されている目的が経営者の受託責任の評価のために有用な情報の提供を明確に含んでいたならば、財務報告の論点をコーポレート・ガバナンスの論点と混同するリスクはあるか。
- ・ 上記に対する回答を受け、IASB スタッフは「財務報告の目的」の代替案として以下を提示した。

一般目的外部向け財務報告の目的は、現在及び潜在的な投資家、債権者が報告企業に対する資源提供者又は潜在的な資源提供者の立場で意思決定を行う場合に有用となる財務情報を提供することである。

### 【SAC メンバーからのコメント】

- ・ 概念フレームワークにおいて、経営者の受託責任にも考慮を払うことは必要だと思うが、受託責任を、主たる目的の一つとしてではなく、副次的な目的として位置づけることも考えられる。現行の IASB ならびに FASB の概念フレームワーク、また日本の概念フレームワーク（討議資料）においても、それに類似した位置づけになっていると思う。つまり財務報告の目的には様々なものがあるが、まずはそのうちの投資意思決定目的に焦点を当てて、情報の質的特性や認識及び測定の問題を明らかにすることによって、結果的にはその他の目的にも資することになるという考え方である。（辻山 SAC 委員）

### [グループ A]

- ・ 受託責任という用語は、各国の言語にうまく翻訳できず、受託責任の概念は何かということから議論を開始した。概念フレームワークの見直しでは、キャッシュ・フローの予測に非常に重点が置かれているが、将来のキャッシュ・フローが強調されると、受託責任を評価する過去の情報が少なくなるのではないかと懸念している。
- ・ 財務報告において、投資家が資源配分の意思決定において有用な情報を必要とするのは明らかであるが、経営者の受託責任を評価するために有用な情報が何であるかを識別するのは非常に難しい。財務報告において、資源配分の意思決定に有用な情報があれば、受託責任の評価のための追加情報は特に不要ではないか。

### [グループ B]

- ・ OB2 項で述べられている財務報告の目的において、主体が誰であるかによりその目的の境界（相違）があるはずであるが、その相違を目的に最初から明示すべきではないか。
- ・ 受託責任は、言語、文化、法体系が異なることにより、そもそも何を意味するかが異なっている。そのような中、国際会計基準（IFRS）における概念フレームワークで受託責任を一つに定義し、財務報告の目的として検討することに無理があるのではないか。

### [グループ C]

- ・ 経営者の受託責任を評価することとは、現在の経営者を評価することであるが、一方資源配分の意思決定という際には、将来のキャッシュ・フローを評価することであり、自ずとこの 2 つの目的は対立するのではないか。
- ・ 財務報告の目的として、2 つの目的を持つということは、会計情報に関して 2 つの平行するシステムが必要になることである。従って、2 つの目的を検討するのではなく、

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

両者を結合したものを検討すべきではないか。

- 興味深いコメントがあったが、説明責任 (accountability) と受託責任 (stewardship) は異なった状況で使っているが、同じ意味ではないだろうか。あるメンバーからは受託責任の代わりに説明責任を好んで使っているとのことであった。

### Ⅲ. IASB の作業計画

Tweedie IASB 議長及び IASB ディレクターから、IASB の戦略的目標、作業計画等について説明が行われた。

#### (1) 戦略的目標

- IASB では現在、①中小企業向け会計基準の完成、②より多くの国が各国の会計基準から国際会計基準へ切り替えることの奨励、③IFRS と米国会計基準とのコンバージェンスの3点を主要な戦略的目標としている。
- ①について、IASB は 2007 年 2 月中旬に公開草案を公表し、現在コメント募集中であるが、この間にフィールド・テストを実施予定である。この提案された中小企業向け会計基準は、会計上の代替処理を取り除くとともに、中小企業には関連しない項目を削除、かつ認識及び測定の方法を簡素化することで、完全版 IFRS と比較し 85%以上ボリュームを少なくすることとなった。
- ②について、各国のコンバージェンスの取組みは以下の通り。
  - 3 月末に、日本の企業会計基準委員会 (ASBJ) と IASB の代表者との間で、日本の会計基準と IFRS のコンバージェンス達成の目標に向けた共同会議を開催した。また、ASBJ とは、両者でさらにコンバージェンスを加速できないか、その際文書を交換できないか、また期限を区切ることができないか等について議論を進めている。
  - インドでは、最近コンバージェンス計画の議論を開始したが、コンバージェンス委員会を設立し、いつまでにコンバージェンスを実施するかにつきロードマップが必要であることに同意した。現時点では 2011 年までに IFRS を採用する方向で検討している。(注：インドの上場企業及び公益企業は 2011 年 4 月 1 日以後開始する会計年度から IFRS を適用することをインド勅許会計士協会が 7 月下旬に表明。)
  - マニラで開催された地域基準設定主体会議 (参加国：ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、台湾) に出席したが、彼らが抱えている会計上の問題にどのように解決しているかについて議論を行った。
  - ラテンアメリカ諸国では、株式市場が存在する 27 カ国のうち 23 カ国で IFRS を導入しているか、導入する方向で検討を進めている。メキシコでは 2010 年までに完全にコンバージェンスを達成する予定であり、ブラジルでは上場企業は 2008 年には IFRS の使用が認められ、2010 年までには IFRS が強制適用される予定である。
  - 日本、インド、中国、韓国及びその他の主要経済国がコンバージェンスに積極的に取り組んでいる要因の 1 つとして、欧州委員会と欧州証券規制当局委員会 (CESR) が取り組む同等性評価の実施を挙げることができる。EU は、2009 年までに、同等と思われない会計制度について差異調整表 (reconciliations) を要

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

求するかどうかを決めなければならない。そのために、各国はタイムリーな形で、説明してきているコンバージェンス・プログラムについて結論を出す必要があり、それにエネルギーを費やしている。

- ③については、米国証券取引委員会（SEC）からのオブザーバーである Julie Erhardt 副主任会計士より、6月20日に決定した外国登録企業（FPI）の IFRS に基づく財務報告に対して、米国会計基準に基づいた場合の数値との差異調整表の作成を廃止する規制改正案に関する報告が行われた。
  - この規制改正案は、まもなく SEC のホームページに公表されるが、公表後 75 日間のコメント期間を用意している（注：コメント期限は 9 月 24 日）。差異調整表の廃止の対象は、IASB の作成した英語版の完全版 IFRS を用いる場合としている。
  - なお、米国企業に対して IFRS を認めるというコンセプト・リリースもこの夏に公表予定である。
  - 米国市場では、現在単一の基準という状況であるが、これを破棄するメリットが得られるかどうか、大きな関心事である。

### 【SAC メンバーからのコメント】

- SME については、コメント・レターを受領後、寄せられたコメントに基づいて次の 11 月の SAC 会議で議論を行いたい、ヨーロッパではさらに簡素化すべきではないかという意見がかなり上がっている。（独会計士）
- ASBJ はこの 4 月から新しい委員長の下で活動を続けている。新委員長は、今後も従来通りの基本的なスタンスを維持しつつ、コンバージェンスに真摯に取り組み、可能な限りそのスピードを加速していく方針だと聞いている。（辻山 SAC 委員）
- 今回の決定は、SEC にとっては大きなステップではあるが、EU にとっては小さなステップでしかない。何故なら SEC は完全版 IFRS しか認めておらず、EU が採用する EU 版 IFRS ではないからである。EU の法的環境を考慮すると、2009 年に EU の企業が採用する EU 版 IFRS が承認されないのではないかと懸念している。（独会計基準設定主体）
  - クウェートのように IFRS と言いつつ、内容が全くことなることが問題であるが、欧州では 99% の上場企業が実質的には完全版 IFRS を適用しており、ここで議論する論点ではないと考える。（IASB 審議会メンバー）
- 現時点では完全版 IFRS と EU 版 IFRS との間に大きな違いはないが、今後 IAS 第 37 号の改訂版等で両者の間に大きな差異が生じ、EU 版 IFRS と完全版 IFRS が乖離する可能性がある。（独会計士）
- 最近 2、3 カ月の米国の動きは目を見張るものがあるが、MOU を結んだ 2 年前と比較すると、MOU の目的・文脈がすっかり変わってしまったのではないか。MOU は当初差異の解消を目指していたが、差異が解消されなくても IFRS を採用すれば、米国での上場が可能となった。（仏コンサルティング）
  - MOU の文脈は変わったが、MOU が結ばれなかったら、SEC はこのような決定をしなかったであろう。（IASB 審議会メンバー）
  - 意見はいつでも受け付ける。なお、そもそもロードマップは、長期的には単一の基準を達成することを目標として目指しているものである。例えば、EU 版 IFRS を認めるべき、多数の各国の基準も認めるべきと主張したいのであれば、ロード

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

## 報告事項（2）

マップの目標がそもそも間違いであるという意見を提出してほしい。また、75日間のコメント期間以降の予定について質問があったが、特に決まっていない。コメントが多く、かつ重要であれば、検討の作業は長引くであろう。（SEC Erhardt 副主任会計士）

### （2）IASB の作業計画

IASB と FASB のプロジェクトは、短期コンバージェンス・プログラム、その他のコンバージェンス・プログラム、概念フレームワークの3点が作業の中心となっており、各プロジェクトの作業計画は以下の表のとおりである。

IASB 作業計画表 (2007年6月30日時点)

	MoU 2008年までの マイルストーン	2007		2008		時期 未定
		Q3	Q4	上半期	下半期	
アクティブ・アジェンダ						
FASB との覚書 (MoU) のプロジェクト - 注 1						
<b>短期コンバージェンス・プロジェクト</b>						
政府補助金 (IASB) - 注 2	主要な相違が取り除かれるべきかを決定し、実質的に作業を完了させる					負債の作業 まで延期
ジョイント・ベンチャー (IASB)		ED			IFRS	
減損 (合同)						スタッフ 作業中
法人所得税 (合同)			ED		IFRS	
投資不動産 (FASB)						
研究開発費 (FASB)						
後発事象 (FASB)						
<b>その他コンバージェンス・プロジェクト</b>						
企業結合	統合される基準	IFRS				
連結	統合される基準に向けて作業			DP		ED, IFRS
公正価値測定ガイドライン	統合される指針	RT			ED	IFRS
財務諸表の表示 - 注 3						
フェーズ A フェーズ B		IFRS	DP			ED, IFRS
収益認識	1つ以上のデュー・プロセス文書			DP		ED, IFRS
退職後給付 (年金を含む)	1つ以上のデュー・プロセス文書		DP			ED, IFRS
リース	議題の決定			DP		
<b>概念フレームワーク</b>						
フェーズ A: 目的及び質的特性			ED			
フェーズ B: 構成要素、認識及び測定					DP	
フェーズ C: 測定						DP
フェーズ D: 報告企業		DP				
フェーズ E: 表示及び開示						DP
フェーズ F: 目的及び状況						DP

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。



フェーズ G：非営利企業への適用					DP
フェーズ H：最終一注 4					TBD
<b>その他のプロジェクト</b>					
中小企業（SME）向け会計基準				IFRS	
保険				ED	IFRS
負債一注 5				IFRS	
排出権取引一注 2					

	MoU 2008年までの マイルストーン	2007		2008		時期 未定
		Q3	Q4	上半期	下半期	
<b>基準の修正</b>						
年次改善		ED		IFRS		
金融商品：プットできる金融商品（IAS32）		IFRS				
金融商品：一部（IAS39）		ED				
1株当たり利益：自己株式方式（IAS33）		ED				
初度適用：子会社株式の取得原価（IFRS1）			IFRS		IFRS	
株式報酬：権利確定条件及び取消し（IFRS2）		IFRS				
関連当事者				IFRS		
<b>リサーチアジェンダ</b>						
<b>研究アジェンダ（アクティブ・アジェンダに加えられていないが、FASB との MoU に含まれるプロジェクト）</b>						
認識の中止	MoUでの2008年までの マイルストーン スタッフのリサーチ結 果の検討		RR			
金融商品（既存の基準と置 き換わる）	1つ以上のデュー・プ ロセス文書		DP			
無形資産	リサーチ結果の検討 及び議題の決定		AD			
負債及び資本一注 6	1つ以上のデュー・プ ロセス文書	DP				
経営者による説明 採掘産業	MoUに含まれず MoUに含まれず			DP		TBD

**略語について：**

DP：ディスカッション・ペーパー

TBD：当初文書の形式（DP 又は ED）が未定

ED：公開草案

RT：円卓会議での議論

RP：リサーチ・レポート

IFRS：国際財務報告基準

AD：アジェンダの決定

注1：MoUは、FASBとIASBが基準設定の統合化を示すために達成することを合意したマイルストーンを示しており、SECの外国登録企業が義務付けられる、財務諸表の米国基準への調整の要求の廃止へのプロセスの一部である。

注2：政府補助金と排出権取引の作業は、他の関連するプロジェクトの作業の結論が出るまで延期される。

注3：「財務諸表の表示」プロジェクトは、従来「業績報告」プロジェクトと呼ばれていたものである。

注4：IASBとFASBは、どのように概念フレームワーク・プロジェクトを完成させるかを検討している。各フェーズの当初文書は、公開の協議及び審議会による再検討により影響される。

注5：「負債」プロジェクトは、IAS第37号の修正である。従来「非金融負債」プロジェクトと呼ばれていたものである。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

注6：プロジェクトは、「修正共同プロジェクト」として行われている。IASBでは、FASBが最初のディスカッション・ペーパーについての作業が完了した際に、正式な議題とし、作業を開始する予定である。

### 【SACメンバーからのコメント】

- 減損プロジェクトは短期コンバージェンス・プロジェクトで2008年までとなっているが、現状はどうなっているか。(IOSCO代表)  
→ IASBとFASBの共同プロジェクトであるが、IASB側はASBJから出向者を受け入れており、体制は整っている。しかし、FASB側において、人的資源の制約等の問題もあり、体制が整わず、まだ議論が進められていない状況である。(IASBディレクター)

## IV. 金融商品

IASBスタッフから、現在進めている金融商品の公正価値測定モデル（すべての金融商品は公正価値で測定され、実現損益及び未実現損益は、発生した期間に認識されるべきというもの）による全面時価会計に向けた作業を進める中、2008年1月までに公表を予定しているデュー・プロセス文書の背景及びアプローチの意図するところにつき説明があり、その後この方向性につきSACメンバーとの質疑応答が行われた。

### 【IASBスタッフからの説明】

- 2005年4月、両審議会の共同会議で、単一測定属性（公正価値測定属性）を採用する考えは、財務報告を改善し会計基準を著しく簡素化するであろうと表明した。その後、2005年10月、金融商品の財務報告を改善するために、両審議会は以下3つの長期目標を設定した。
  - すべての金融商品は、公正価値で測定し実現損益及び未実現損益は発生した期間に認識する公正価値測定モデルを採用する。
  - ヘッジ会計の規定を簡素化し、また可能であれば、特殊な会計処理を削減もしくは排除する。
  - 既存の認識の中止に関する基準と比較して、より簡素化し、適用をより容易にし、財務報告の概念とより整合する、金融商品の認識の中止に関する収斂した新しい基準を策定する。
- 今回は上記のうち最初の公正価値測定モデルの今後の取るべき方向性を検討しているが、公正価値測定は、異なる金融商品に異なる測定属性を使用することによって引き起こされる多くの問題を解決し、より適切な情報をもたらすであろう。しかし、両審議会は公正価値測定モデルを要求する前に、以下の論点が依然として解決されていないことを認識している。
  - 金融商品及び関連する資産・負債のいずれが公正価値測定モデルの対象となるべきか。
  - 市場で取引されない金融商品、もしくは政府の規制下にある市場又は活発でない市場で取引される金融商品の公正価値をどのように見積るか。
  - 公正価値の変動の純額の構成要素をどのように表示するか。
  - 公正価値の過去の変動額、及び市場要因における将来の変動額のエクスポージャーに関してどの情報を開示するか。
- デュー・プロセス文書では、両審議会の長期目標達成に向け、①既存の規定が生み

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

出す複雑性を削減し、②公正価値測定モデルが現行規定を改善かつ簡素化し、③公正価値測定モデルへの実行可能な移行方法等について検討し、2008年1月までに公表を予定している。（実行可能な移行方法とは、公正価値測定モデルを達成するために1つ以上の段階を講じる、「中間段階」アプローチを検討している。）

### 【SACメンバーからのコメント】

- 財務諸表の利用者のニーズは何か。利用者が本当にすべての金融商品を公正価値で測定し、その結果を貸借対照表に表示することを望んでいるとは考えられない。実際に約50の投資家、アナリスト等に調査を行ったが、流動性の高い金融商品を公正価値で評価することには明らかに支持を得たが、金融負債を公正価値で評価することには抵抗が見られた。作成者のみならず、利用者もこのような公正価値測定モデルによる会計上の変更を望んでいないのではないか。（独会計士）
- 大筋では、金融商品を公正価値で評価することに賛成する。ただし、企業の負債の評価については理解が得られておらず、懸念が残る。（英金融機関）
- 金融商品に公正価値を適用して大きなボラティリティが発生していないか、会計帳簿への影響は何か、公正価値評価にあたっての実務上の問題は何か、類似の金融商品を公正価値で評価した場合に、実務で同じ結果となっているかなどについて、IASBとして調査が必要ではないか。この結果により財務諸表の作成者は公正価値で評価することに反対なのか許容できるかの判断ができるのではと考える。（インド会計士）
- IASBが論点としてターゲットにしている4点を順番に検討するのではなく、同時に検討するべきである。（IMF代表）
- 財務諸表利用者が、公正価値の情報を欲しているのはもはや疑いもない。また、負債の評価について、公正価値の情報も重要だが、ヒストリカル・バリューの情報も重要である。いずれにせよ、4つの論点がプロジェクトを20年間も遅らせる口実とはならないのではないか。因みに、米CFA協会では、公正価値測定を支持するペーパーを本年3月に公表している。（米CFA協会代表）
- 公正価値測定に関するガイダンスを出すことが重要である。また、公正価値の監査可能性は重要であると考えが、今後トレーディング目的で保有する商品や流動性の高い商品以外にまで公正価値評価の対象を広げていくにあたって、監査人はどのように信頼性をもって監査を行うかという点が問題となってくる。（バーゼル委員会代表）
- ガイダンスが多すぎるとかえって実務家は困る。また、規制当局は独自に情報を入力可能であり、彼らの要請は考慮すべきではないと考える。（独会計基準設定主体）
  - 銀行監督当局と財務諸表利用者の目的は、共通である限りにおいて、銀行監督当局の意見を傾聴すべきである。（IASB審議会メンバー）
  - 金融商品の時価会計導入はマーケットの反応を見極めながら進めていく必要がある。例としてクレジット・デリバティブのヘッジに関し、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）が時価会計、ローンが原価主義となっていることにより、実務上様々な問題が生じている。（丸山審議官）
- 今回のペーパーを読んで、2000年のJWG提案をすぐに思い出した。少なくとも基本的な方向性はJWGペーパーと同じもののように映る。何度も否決された提案をな

（財）財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ぜ繰り返し提案するのか、理解に苦しむ。そもそも金融商品に関する全面時価モデルは、現行基準の複雑性を緩和するための理想的な解決策、もしくは方向性だとは思わない。その理由は、2000年のJWG提案の末尾にドイツならびにフランスの代表からの「反対意見」として掲げられていた内容とほとんど同じである。（辻山 SAC 委員）

## V. IASB アジェンダの提案

IASB は毎年新たにアジェンダに追加する項目を検討するが、IASB のボード会議で決定する前に、IASB は提案されたアジェンダと優先順位に関して SAC と協議を行うことになっている。今回は(1) 経営者による説明 (Management Commentary)、(2)無形資産、(3)共通支配下の取引の 3 つのプロジェクトにつき説明があり、SAC メンバーとの質疑応答があった。

### 【IASB スタッフからの説明】

- 毎年、IASB はアジェンダに追加する潜在的項目を検討する。通常 7 月のボード会議で行うが、覚書 (MoU) の目的達成に向けた作業もあり、今回は 2007 年のアジェンダの決定を 12 月のボード会議に延期した。
- 潜在的プロジェクト及び新しいプロジェクトを採用することの決定に関する IASB の議論は、公開の IASB 会議で行われる。この決定に到達する前に、IASB は提案されたアジェンダと優先順位に関して SAC メンバーの意見を伺いたい。
- 利用者のニーズに目的適合的な単一の国際基準の開発は、IASB の最大の目的である。従って、IASB は、主として財務諸表利用者のニーズに基づいて、潜在的項目をアジェンダに加えることのメリットを評価する。
- IASB は、アジェンダ項目に加える際に、以下の要因を検討している。
  - ① 関連情報の利用者の目的適合性及び提供される情報の信頼性
  - ② 利用可能な現行のガイダンス
  - ③ 増大するコンバージェンスの可能性
  - ④ 策定される基準の品質
  - ⑤ 資源の制約
- 今回の SAC 会議では、以下の 3 つの潜在的アジェンダに関して事前検討を行うが、今後、排出権取引も含めて次回の SAC 会議において優先順位を検討したい。
  - ① 無形資産
  - ② 経営者による説明
  - ③ 共通支配下の取引

### 【SAC メンバーのコメント】

- 優先順位としては、今回の提案に上がっていないが、統一的な会計基準が定まっていない採掘産業の会計基準を第一に考える。また、今回の提案の中では経営者による説明を第一候補と考える。(IMF 代表)
- 他の基準の簡素化に資する概念フレームワークのような重要なトピックに IASB の限られた人的資源を使うべきと考える。(独会計基準設定主体)
- まず第一に、現在取り組んでいるアジェンダの数があまりに多いので、既存のプロジェクトに注力すべきである。今回のリストの中では公開草案でも関心の高かった経営者

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

による説明を検討すべきである。（英金融機関）

- 排出権取引を第一に考える。無形資産はそれほど優先順位が高いとは思わない。公正価値測定について、利用者が真に何を望んでいるか確認するために特別セッションの機会を持つてはどうか。アナリストの中でも CFA 協会は支持しているようだが、フランスのアナリストは全く公正価値測定を望んでいない。（仏コンサルタント）
- IASB は既に多くのプロジェクトを抱えており、プロジェクト数は抑えるべきである。また、プロジェクトをフェーズ 1、2、3 と細分化すべきではない。何故なら、フェーズ 2 を取組み中にフェーズ 1 のコンセプトを変更する可能性があるからである。（イスラエル会計士）
- 多くの投資家は、最近では財務報告において、定性的な記述を重視するようになってきており、経営者による説明がもっとも重要な項目と考える。但し、国ごとに大きく記載内容が異なるように、グローバルなガイダンスが策定されることを望む。また、排出権取引については、取引が急速に増加しているにも関わらず、会計処理が統一されていないことから、明確なガイダンスの策定が必要と考える。無形資産については、概念フレームワークの議論が終わるまで待つてはどうか。（独会計士）
- 経営者による説明は、国によって既に法制化されているものとの齟齬をきたす恐れがあるので、今回の議題として取り上げるのは反対である。（香港作成者）
- 経営者による説明と概念フレームワークのフェーズ E（表示及び開示）の関係はどのようになっているか。もし内容が重複するようであれば、概念フレームワークの作業を優先して、作業の重複を避けるべきと考える。また、経営者による説明は、ガイドラインに留め、義務化すべきではない。（丸山審議官）

## VI. 退職後給付

本プロジェクトは、2006 年 7 月に新規に追加された IAS 第 19 号（従業員給付）を見直すための 2 つのフェーズからなる。第 1 フェーズは、現行の年金会計を大幅に改善することを目的として、4 年程度での完成を目指し、2006 年 10 月に IASB 単独で作業を開始し、これまで第 1 フェーズに関して以下の項目につき暫定的な合意を行った。

- IAS 第 19 号における遅延認識（deferred recognition）を廃止すること
- 期待運用収益（expected return on assets）を廃止すること
- 確定給付（defined benefit）における退職後給付の給付費用の要素の表示
- キャッシュ・バランス・プラン（cash balance plan）の会計処理

IASB では本年末までにディスカッション・ペーパーの公表を予定しており、上記暫定合意内容につき、事前に提示された質問事項に対して IASB スタッフから説明があるとともに、質疑応答が行われた。

### 【質問事項及び SAC メンバーからの回答】

#### 質問 1

制度資産の価値及び退職後給付債務の変動のすべてを、それらが発生した期間に、包括利益、又は当期純利益（profit or loss）とその他包括利益のいずれかで認識することに同意するか。

- 当然である（米 CFA 協会代表）。
- 回廊アプローチを支持する。（独会計士）

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- 「遅延認識をやめ、すべての未認識の差異を直ちにオンバランスすべきだという質問1」について特に反対の意見表明をしなかったのは、この文章の中に「純利益もしくはその他の包括利益に含めて」という表現があったからで、「その他の包括利益」に含めるという前提のもとである。また当然、この部分は業績には含まないという前提のもとである。（辻山 SAC 委員）

### 質問 2

制度資産に対する収益を、期待運用収益と保険数理差損益に分けないことに同意するか。

- 賛成である。利用者に混乱を招くとは考えられないので、議論するトピックではないと考える。（英金融機関）
- 理解可能性の観点から見ると、2 つに分けるより 1 つの方がわかりやすいと考えるので、1 つにすべきである。（イスラエル会計士）
- 表示上は一つの数字で表し、期待運用収益と保険数理差損益は脚注で表示してはどうか。（米 CFA 協会代表）

### 質問 3

制度改定から生じる変動の影響のすべてについて、当該制度変更が生じた期間に即時に認識することに同意するか。同意しない場合、それらをいつ認識すべきだと考えるか。その理由は何か。

- 制度改定の性質及び制度の仕組みによるのではない。重要な変更が、会計上どの程度影響を与えるかによるであろう。（インド会計士）
- 企業レベルでは、すべてその期に認識するのが合理的と考える。ただし、かなりの影響を与える可能性があるため、金融システム全体の安定性を考慮する必要がある。（バーゼル委員会代表）
- 財務報告の目的の 1 つが、利用者に経営者の受託責任を評価することによって同意するならば、将来の経営者に責任を負わせるべきではなく現在の経営者が責任を負うべきである。（伊会計士）
- 制度改定が関係者にどの程度影響を与えるか考えるべきである。関係者はそのような大きな変更を望んでいないので、現実的な適用を考えるべきである。（独会計基準設定主体）

### 質問 4

確定給付費用の構成要素について、どのような情報が有用か。代替的な手法(\*)のそれぞれについて、メリットとデメリットは何か。

(\*) アプローチ1：確定給付債務及び制度資産の価値の変動のすべてを、それらが生じた期間の当期純利益に表示する。

アプローチ 2：勤務費用を損益計算書で表示する。その他のすべての費用は、従業員の報酬の支払いを遅らせ、また、支払いを遅らせることで資金調達を行うこととなる結果として報告される。したがって：

- 勤務費用及びそれらに関連する保険数理差損益は損益計算書で認識される。それゆえ、勤務費用及び確定給付債務に対する保険数理差損益は、割引率の変動によって生じたものを除き、損益計算書で認識される。
- その他のすべての変動は、損益計算書の外部で認識される。これには利息費用、割

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

引率の変動、制度資産の変動のすべてが含まれる。

アプローチ 3: 財務上の仮定の変動によって生じた変動を、当期純利益の外部で表示する。  
それゆえ、年金債務の価格（price）及び制度資産の変動は、当期純利益の外部で認識される。

したがって、当期純利益には次のものが含まれる。:

- (a) 勤務費用
  - (b) 利息費用
  - (c) 確定給付債務に対する保険数理差損益（割引率の変動によって生じたものを除く）
  - (d) 制度資産から生じた配当金、及び
  - (e) 制度資産から生じた利息収益（公正価値に内在する現在のレートを使用）
- アプローチ 1 のように確定給付債務及び制度資産の価値の変動のすべてを、それらが生じた期間の当期純利益に表示するのが正しく、アプローチ 2、3 には恣意性が入っているように思われる。（独会計士）
  - アプローチ 1 のロジックは理解しやすいが、監督者の立場ではアプローチ 2 か 3 が望ましいと考える。（バーゼル委員会代表）
  - アプローチ 2 は資金調達したスキームと資金調達を行わなかったスキームで区別がなく、他の会計処理とも整合せず好ましくない。アプローチ 3 は実現主義に戻ってしまい、アプローチ 2、3 とも現実的ではないと思う。（英金融機関）

**質問5**

「キャッシュ・バランス・プラン」の性格付け、確定拠出、確定リターン、確定給付の定義に同意するか。

**質問 6**

確定リターン約定の測定手法に同意するか。

- 新たに「確定リターン約定」の概念を設けることについては、あまりに複雑過ぎて反対である。（独会計士）
- 法的制度、税制が各国異なる中で、様々なバリエーションがある確定リターンの会計ルールを決定するのは難しいのではないか。また、実務では、新たなプランは企業に財務負担を負わせることになるということにも留意が必要である。（独会計基準設定主体）
- 世界中で退職給付については様々な手法が取られているが、米国に起源を持つ確定給付の概念を用いた会計処理ではうまく対応できていない。その点キャッシュ・バランス・プランを今回提案する方法で会計処理するのは現実的と考えられる。（英会計士）

**VII. 企業結合（フィードバック文書）**

IASB スタッフから、IFRS 第 3 号「企業結合」と IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」の改訂版の公表プロセスの一環として公表を予定しているフィードバック文書について説明するとともに、今回初めて公表するフィードバック文書の論調、分析の深さ、内容等につき SAC メンバーからの助言を求めた。

**【IASB スタッフからの説明】**

- フィードバック文書の目的は利害関係者に以下の内容を提供することである。
  - (a) 当該プロジェクトの目的

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(b) 講じられるデュー・プロセスのステップ

(c) 受領したコメント・レター

(d) 受領したコメントへのボードからの回答

- フィードバック文書は、公開草案への回答者からのコメントに対し、各基準書の結論の根拠に記載される項目よりさらに重点を絞り、考慮すべき事項について十分な説明を行なうことを目指している。一方、結論の根拠は、基準書の枠組みに組み込まれ、結論に至る根拠を示している。
- IASB では、広範囲に亘る利用者のニーズを満たすために、フィードバック文書の作成を計画している。これは、公開草案への回答者の関心事項や背景、及び IFRS に準拠して作成された財務諸表の利用者や作成者が多様化していることを反映する。従って、IASB では、フィードバック文書が結論の根拠より専門的で詳細な事項を含まないだろうと考えている。
- フィードバック文書では、IASB が検討した事項についての有意義な分析を読者に提供することを必要とする。このことが引き起こす問題は、議論があまりに詳細になると、文書はすぐに何百ページにもなってしまうことである。このような数百ページの文章は、ボリュームが多すぎて、読者に浸透しないだろう。他方、議論があまりに高いレベルで行なわれると、公開草案への回答者が、自分のコメントを我々が提供するフィードバック文書と摺り合わせることができないというリスクが存在することになる。さらに、フィードバックのレベルがあまりに高いと、回答者の中には IASB は自分のコメントを無視したと考える人がいるかもしれない。

【SAC メンバーからのコメント】

- 説明責任を考慮するとフィードバック文書は非常に重要であるが、人的資源等を考慮すると 200 ページではなく、基準書の結論の根拠には触れていない内容につき、10 ページの要約で十分ではないか。（米 CFA 協会代表）
- フィードバック文書を IASB が公表することには感謝したい。但し、200 ページの分量になると、分量が多すぎて誰も読まないのではないかと懸念する。すべてのコメント・レターをカバーするのではなく、10～15 の主要な論点に焦点を当て、それぞれに対して IASB のコメントを全体で 30～40 ページ以内に抑えることではどうか。（独会計士）
  - かつて基準を公表した際に、日本のコメント提供者から何故重要なコメントに対する回答が基準書の結論の根拠に掲載されていないのかということがあった。結論の根拠には、多くのコメントが寄せられた項目に対する IASB の見解を示しているが、その場合マイナーな意見は捨象される可能性がある。ページ数を抑えると結論の根拠と同じ反論が寄せられる懸念がある。（IASB 審議会メンバー）
- 新基準の公開草案を公表すると、様々な関係者から様々なコメントが送付されることになり、これらへの対応につきフィードバック文書を公表することは理解できるが、いったんこれを公表すると、関係者から、今後、毎回このような文書を公表することが期待されてしまう懸念があるのではないか。（伊会計士）
  - 新基準と主要な基準の改訂が行われる場合、毎回公表する方針として決まっている。（IASB 財団代表）

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。



## 報告事項（2）

- 読み手として、誰を想定しているのか、十分検討すべきである。コメント提供者は IASB からの回答について、詳細な説明を欲するであろうが、基準を受け入れる人にとっては、サマリーのみで十分ではないか。（IMF 代表）
- IASB の回答案では、反対意見が多かった論点について「広い支持を得られなかったことに驚かなかった。（中略）むしろ、経済的単一体説（economic entity perspective）へのシフトが認知されたことに対する感触の強さに驚いた」と回答しているが、これでは寄せられたコメントに対して真摯に応えず、初めから決まっているラインを維持しているにすぎないという印象を持った。表現を見直すべきである。（丸山審議官）

以 上